

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月1日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第43号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年佐賀県規則第8号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表第1(第2条の2関係)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) すず、鉋物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(9) 略</p>	<p>別表第1(第2条の2関係)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) すず、鉋物油、うるし、<u>テレピン油</u>、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん</u></p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>(11) <u>1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん</u></p> <p>(12) <u>ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん</u></p>

改正前	改正後
<p>(10)・(11) 略</p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>8～10 略</p>	<p>(13)・(14) 略</p> <p>(15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>8～10 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。